

千葉市消費生活センター施設予約票

年 月 日

(提出先) 消費生活センター所長

 住 所
 団体名
 代表者 (職・氏名)
 電 話 ()

千葉市消費生活センター施設の使用に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり予約します。

使用目的 (具体的に) 目的、対象者、 方法など	※ 必要に応じ開催概要資料を添付してください。 ※ 要綱第 5 条 (第 1 号・第 2 号) に該当 (裏面参照)	
徴収金 の無・有	無・ 有 (金額 円、徴収目的)	
使用日時 使用者数 使用施設 (該当に○)	① 年 月 日 () : ~ : (人) 2 F : 消費者活動コーナー 3 F : 研修講義室、実験実習室 (調理室)、プレイルーム、授乳室 ② 年 月 日 () : ~ : (人) 2 F : 消費者活動コーナー 3 F : 研修講義室、実験実習室 (調理室)、プレイルーム、授乳室 ③ 年 月 日 () : ~ : (人) 2 F : 消費者活動コーナー 3 F : 研修講義室、実験実習室 (調理室)、プレイルーム、授乳室 ④ 年 月 日 () : ~ : (人) 2 F : 消費者活動コーナー 3 F : 研修講義室、実験実習室 (調理室)、プレイルーム、授乳室	
使用備品 (該当に○)	机・イス・マイク・プロジェクター・パソコン・OHP・冷蔵庫・電子レンジ・包丁 その他 () ※ 持ち込みで使用予定のもの ()	
担当者 連絡先	担当者名	
	電話番号 電子メール アドレス	() @

注意事項

- 1 公共交通機関をご利用ください。専用駐車場はありません。
- 2 使用前・使用後は、担当者に連絡し確認を受けてください。その際に使用者数を報告してください。
- 3 使用状況の確認のため、使用中にセンター職員が立ち入る場合があります。
- 4 使用した備品は、元の状態に戻し、簡易清掃後、大きなごみはお持ち帰りください。

千葉県消費生活センター施設の使用に関する要綱（抜粋）

（使用目的）

第5条 施設の使用目的は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1）団体会員又は個人会員が実施する消費者市民社会の形成に参画するための活動及びその発展に寄与する活動
- （2）国、県、市その他公共団体が行う消費生活又は計量に関する研修又は会議
- （3）前2号に掲げるもののほか、施設本来の設置意義を失わない範囲内で所長が必要と認めたもの

第7条 所長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- （1）センターの主催事業がある場合又は他の者の予約が既にある場合
- （2）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合
- （3）所長が施設の使用を不相当と認めた場合